

毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

## ◇告示

- 耕地整理換地処分の認可
- 指定医療機関の辞退
- 医療機関の指定
- 豚コレラ予防注射の実施

## 目 次

### 鳥取県告示第二百八十八号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条  
第四項の規定により、次のとおり指定医療機関の辞退  
があった。

昭和三十五年六月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

辞退年月日

名 称

所 在 地

昭和三十五年五月一日 八頭郡郡家町国民健康保険久能寺診療所 久能寺七一二番地大字

鳥取市湖山町堀越第三区耕地整理組合から申請のあつた換地計画の変更は、耕地整理法第三十条第三項の規定により、昭和三十五年五月二十八日認可した。

昭和三十五年六月十四日  
結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条  
第一項の規定により、医療機関を次のとおり指定した。

昭和三十五年六月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

指定年月日 名 称 所 在 地 管轄保健所名  
昭和三十五年 久能寺診 八頭郡郡家町久  
月二日 療所 破二朗 郡家保健所

六月一日 橋口医院 鳥取市大桶五〇 鳥取保健所

七の一 鳥取市大桶五〇 鳥取保健所

実施期日 実施区域 実施場所 各豚舎巡回注射

六月二十日 八頭郡河原町西郷地区

郡家町国中地区

### 鳥取県告示第二百九十九号

畜産の伝染性疾患の発生を予防するため、次の要領によつて注射を実施するから、畜産伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規定に基づき、豚の所有者に対し注射を受けることを命ずる。

昭和三十五年六月十四日

鳥取県知事 石 破 二朗

一 実施の目的 豚コレラ予防のため

二 実施の区域 別表のとおり

三 實施の対象となる畜産の種類及び範囲

豚。ただし、生後四十日及び分べん前後一月以内のも

のを除く。

四 実施の期日 別表のとおり

五 注射の方法 豚コレラ予防液皮下注射

発行日 火、金

印 発  
刷 所  
鳥 取 市 栗 谷 町  
鳥 取 県 印 刷 所

鳥取県鳥取市東町一丁目  
鳥取市栗谷町

鳥取県 印刷所